

情報を集め、協力し合い、実践し 集落の農地を自分達で守り続ける

【類型】

作業受託

+

機械の
共同利用

+

水稻

【組織名】農事組合法人藤ノ川ファーマーズ（平成27年1月設立）

【所在地】高知県高岡郡四万十町

【構成戸数・人数】23戸・23人

【従事者数】オペレーター 7人

【経営規模】

水稻（主食用米） 0.9 ha

水稻（飼料用米） 8.3 ha

水稻（WCS） 2.0 ha

作業受託 収穫 4.5 ha



設立総会

設立の経緯

- 「水稻作業にかかる機械を共同化して、個人経営のコストを抑える」「集落の農地を、協力し合って守っていこう」という思いから平成22年に任意の集落営農組織として藤ノ川ファーマーズを設立。
- 集落内で、個人では耕作できないほ場の増加が見込まれることや、経営体となる一定の目処が立ったこと、やはり集落の農地は自分達で守り続けようという思いから、平成27年に法人化した。

取組の特徴・効果

- 地域の水利組合や農用地改善組合と集落営農が連携し、農地の集積や水路利用の調整などに取り組んでいる。
- 地域の農地は、法人が借受け、水稻を中心に栽培に取り組んでいる。また、水田フル活用を積極的に取り入れ、そのほとんどが飼料用米、WCS用稲となっている。
- 水田をフル活用することで安定した収入計算ができるため、組織経営の安定化を図っている。

【具体的な取組内容】

- WCS用稲栽培は、以前はホシアオバ、クサホナミ等を栽培していたが、増収に向け平成27年度から‘たちすずか’の栽培に取り組み始めた。
- 飼料用米においては、普通期品種のクサホナミを栽培し、播種、育苗管理を一本化し省力化に努めている。
- 農用地利用改善組合とも連携し、集落営農法人への農地の集積や農道、水路等の管理にも取り組める体制を作っている。

農事組合法人藤ノ川ファーマーズ (23人)

- 集落の農用地の管理
- 農業経営
- 特定作業受託、農作業受託
- 農機具の共同所有、共同利用

藤ノ川農用地利用改善組合 (33人)

- 農用地利用改善事業の実施
- 集落の農用地の利用調整
- 集落の農用地の所有者、管理者で構成
- 農機具の共同所有
- 水路の管理、利用調整



図. 農用地改善組合との連携

写真. WCS用稲の収穫作業

【主な機械・施設】

- ・畦塗り機 ・電柵 ・田植機(4条、6条×2) ・播種機 ・ハロー
- ・コンバイン(4条×2) ・堆肥散布機 ・サイバーハロー
- ・農機具格納庫(152㎡、108㎡) ・マニアスプレッター
- ・トラクター(39ps,48ps,60ps) ・ブロードキャスター
- ・アーム式ハンマーナイフモアー

【課題・今後の取組】

- 機械や施設の整備は進んでおり、現在もオペレーターがいる一方で、高齢化も進んでいることから、次の担い手やオペレーターの育成が必要となる。
- 水稻栽培が中心であるが、今後雇用の確保を検討していく必要がある。
- WCS用稲の収量が少ないことから、収量増に向けた技術の向上を図る。